

宮城県道路公社																	
部		技兼		技		課		技		技		技		設			
長		術課		術参		長		術補		術主		術主		計			
		事長		事				佐		幹		査		者			
工 事 仕 様 書																	
事 業 年 度		令和3年度			工 事 番 号		仙松維第14号										
工 事 名		仙台松島道路 鳴瀬奥松島IC渋滞対策工事 実 施 仕 様 書															
路 線 名		(国)45号															
施 行 地 名		宮城県東松島市川下 地内															
工 期		契約締結の翌日 から 令和 5 年 3 月 28 日															
工 事 概 要																	
別紙のとおり																	

工 事 概 要		
施工延長 L = 320.0m W=14.5～18.0m		
掘削工	V= 1,700 m3	
路体盛土工	V= 30 m3	
法面吹付工(モルタル吹付 t=10cm)	A= 132 m2	
法枠工(梁300×300mm 法枠2.0×2.0m)	A= 649 m2	
鉄筋挿入工(D19 L=2.0～4.0m)	L= 507 m	
排水構造物工	— 式	
構造物撤去工	— 式	
下層路盤工(RC-40 t=25cm)	A= 1,220 m2	
上層路盤工(再生As安定処理 t=8cm)	A= 1,180 m2	
基層工(再生粗粒度As20 t=5cm)	A= 5,478 m2	
表層工(密粒度As改質Ⅱ型 t=5cm)	A= 5,429 m2	
縁石工	L= 420 m	
防護柵工(Gr-A-2B)	L= 52 m	
区画線工(溶融式)	L= 1,761 m	
道路付属施設工	— 式	

三陸自動車道

施工延長 L = 320.0m

18.3km

松島北IC

松島大郷IC

松島海岸IC

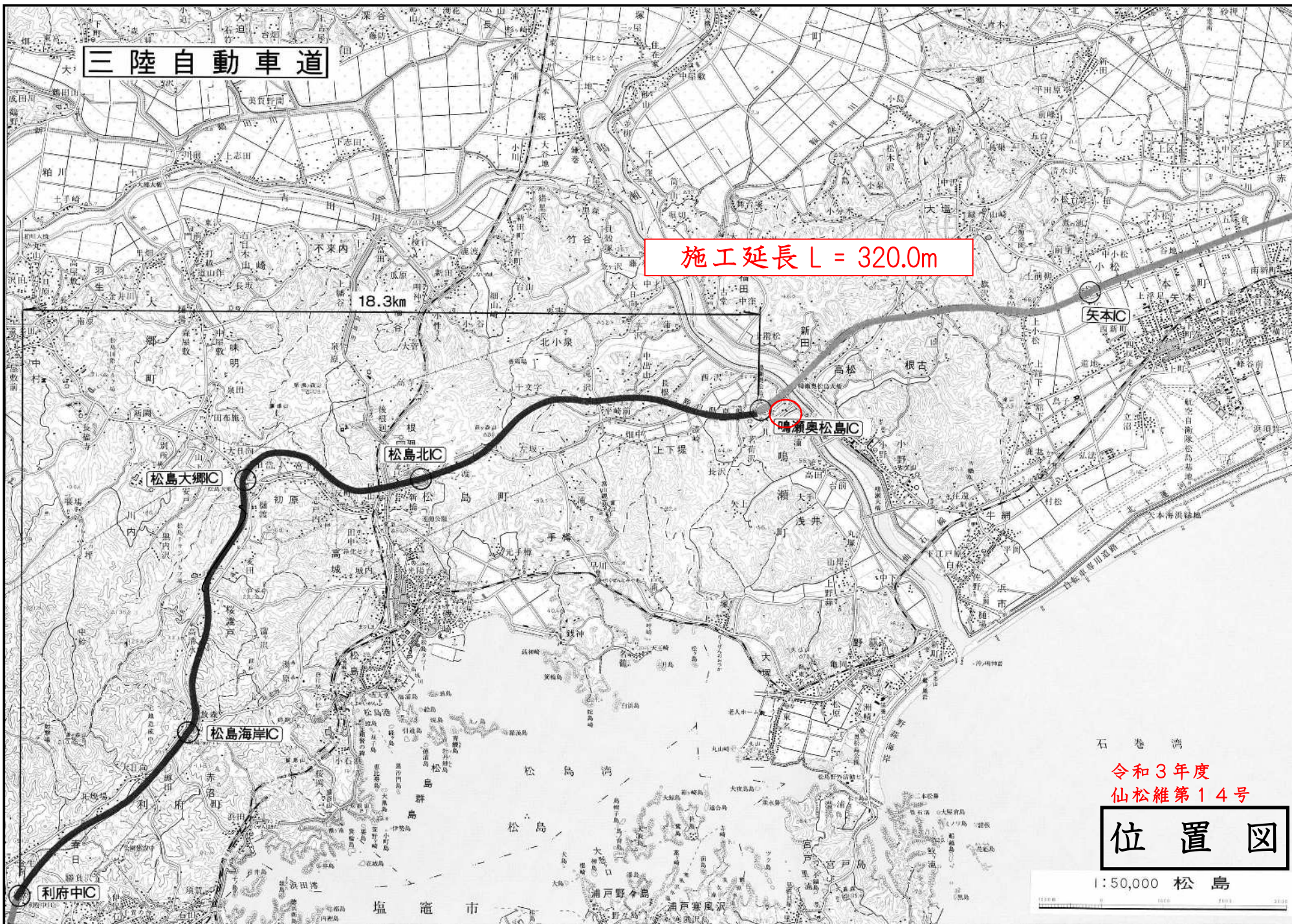
鳴瀬奥松島IC

石巻湾

令和3年度
仙松維第14号

位置図

1:50,000 松島



－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	令和3年度 仙松維第14号	工事名	仙台松島道路 鳴瀬奥松島IC渋滞対策工事		事務所名	宮城県道路公社					
項 目		条 件		内 容		施 工 方 法	備 考				
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。									
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置											
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○ある		契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		○ある		契約日から〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。							
(3) その他		●ある		請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手							
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html											
3 特例監理技術者の配置											
		○対象	●対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする							
1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ) 専任補助者を配置しない工事であること。 (コ) 維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ) 配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。											
4 積算基準及び設計単価の適用期日											
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		●ある	○ない	積算基準及び設計単価は公告日の当月の基準及び単価としている。							
5 工程関係											
(1) 関連工事による施工時期の調整		●ある	○ない	仙台松島道路管理事務所の保全業務委託等との調整							
(2) 施工時期による制限		●ある	○ない	休日および工事抑制期間について、作業を行わないものとする。 但し工事を行う必要がある場合や施工計画上で必要な場合はこの限りではない。		休日作業届を提出のこと。 施工計画書に記載のこと。					
(3) 関係機関等との協議の未成立		●ある	○ない	・宮城県警察高速道路交通警察隊との協議							
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		●ある	○ない	上記協議結果によっては、条件が付されることがある。							
6 公害対策関係											
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		●ある	○ない	各関係法令、条例による。							
7 安全対策関係											
(1) 交通安全施設等の指定		●ある	○ない	宮城県警察高速道路交通警察隊との協議回答及び保安設置計画書による。							
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		●ある	●ない								
8 排水工関係											
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない	濁水等が発生した際は適切な処理を行うこと。							
9 建設副産物対策関係											
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 <table> <tr> <td>処理・処分する場所</td><td>処理・処分方法</td><td>距 離</td><td>制 限 時 間</td></tr> </table> 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間
処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間								
(2) 建設発生土	処理・処分	●ある	○ない	佐藤建材	4.6 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分					
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	●ある	○ない	木村土建	中間処理・再生資源化	7.6 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分				
	コンクリート塊	●ある	○ない	木村土建	中間処理・再生資源化	7.6 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分				
	アスファルト塊	●ある	○ない	木村土建	中間処理・再生資源化	7.6 km	8 時 30 分 ～ 17 時 00 分				
	建設発生木材	●ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分				
	建設汚泥	●ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分				
	その他 刈草	●ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分				
(4) 再生材の利用		●ある	○ない	種類・数量	再生合材・再生骨材						

10 現場環境改善		☒	☒	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。
11 品質証明				
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	☒	☒	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。	
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☒	☒	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。	
12 標準的な設計図書による発注方式	☒	☒	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。	
13 資材関係				
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。			
(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。			
(3) 宮城県グリーン製品の利用	必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。		
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	☒	☒	2. 盛土材、埋め戻し材	
	☒	☒	3. その他()	
(4) 県内産製品の使用	☒	☒	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html	
(5) 現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。			
14 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無				
(1) 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☒ 対象	☒ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「(簡易型(施工計画型))」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。	
(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)	☒ 対象	☒ 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。	
15 業務効率化				
(1) 工事情報共有システムの活用	☒ 対象	☒ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。	
(2) 工事書類の簡素化の試行について	☒	☒	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。	
(3) ウィークリースタンス等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)			
16 週休2日モデル工事の適用の有無				
(1) 週休2日モデル工事	☒ 対象	☒ 対象外	週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりとする。	
(2) 週休2日モデル工事の型式	☒ 発注者指定型	☒ 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当書積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。	
17 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用の有無				
(1) CCUS推奨工事	☒ 対象	☒ 対象外	建設キャリアアップシステム推奨工事の対象工事である。CCUSの活用を希望する受注者は、実施要領に基づきCCUSを活用すること。 実施要領は県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)を確認すること。	
(2) CCUS義務化工事	☒ 対象	☒ 対象外	建設キャリアアップシステム義務化工事の対象工事である。受注者は、実施要領に基づきCCUSを活用すること。	
18 その他				
(1) 舗装の下請制限について	☒	☒	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。	
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	☒	☒	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3) 三者会議の対象の有無	☒	☒	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。	
(4) 貸与資料の有無	☒	☒	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()	
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☒	☒	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。	
(6) 法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付なければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。			
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	☒	☒	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。	

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
19 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●はい	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 24.15% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.85% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●はい	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
20 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●はい	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
21 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●はい	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
22 その他				
(1) 機械損料の補正について	●ある	●はい	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100 を乗じている。	
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	●ある	●はい	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。	
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●ある	●はい	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2	
(4) 主たる工種について			主たる工種は「道路改良工事」としている。	

特記事項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
23 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	・工事施工箇所は、三陸道区域内での施工であることから、一般車との接触事故等を防止すること。(飛び石・落下物・工事車両の走行及び駐車等)	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	・工事実施にあたり、工事箇所に近接している住民へ事前説明の周知すること。 ・施工上民有地への立入が必要となった場合は、速やかに監督職員に報告の上、施工について協議を行うもの。なお、民有地への立入は、地権者に許可を得た後立入ること。	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	・三陸道本線部からの荷卸し及び積込みについて、現場手前から交通規制が必要となるため、交通規制現場の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
24 安全管理の徹底			
(1) 労働災害について	・工事請負者は工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めること。		
(2) 交通安全管理について	・工事施工箇所は、三陸道の交通規制管理が必要なことから交通誘導員を配置し、交通安全確保に十分に留意すること。	保安施設設置計画書を提出のこと。	
25 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事完成後の工事目的物の引渡方法等については、別途協議を行う。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニユエスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2) 建設副産物の取り扱いについて	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-5に基づき施工計画書に明記すること。	
26 安全費について			
(1) 安全費(積上げ)の計上について	・本工事の交通誘導員の配置については、以下のとおり計上している。 作業時に交通誘導員Aを1人/日、交通誘導員Bを2人/日配置している。 なお、交通誘導員の人数については、協議の上設計変更の対象とする。	保安施設設置計画書に交通誘導員の配置を明記すること。	
(2) 交通誘導員の適正配置について	・当該路線での交通誘導にあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者等を配置するものとする	教育の実施状況、受講証の写し等確認できる資料を監督職員に提出すること。	
27 施工条件について			
(1) 事前調査について	・事前に現場状況を調査して、施工方法等の検討を行うこと。	監督職員と協議のうえ施工すること。	
(2) 契約書第19条に基づく協議について	・工事着手前後、速やかに契約書第19条に基づく事前調査、測量を実施し、設計図書の照査をおこない監督職員へ通知すること。		
(3) 作業時間について	・作業可能時間としては、基本AM8:30～PM5:00(後片付け含む)の時間とする。		
(4) 工事工程について	・施工にあたっては、現場状況と工事工程を確認し、施工計画を立案するものとする。工事時期の計画に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	監督職員と協議のうえ施工すること。	
(5) 設計仕様の基準について	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ(共通特記仕様書)) 3. 土木設計マニュアル	宮城県土木部事業管理課のホームページを確認し最新版にて管理を行うこと	
28 その他			
(1) 現場代理人の常駐緩和	・この工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和措置」についての該当工事である。		
(2) 暴力団等の排除について	1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。 2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。		
(3) 成果品について	・印刷物の他、工事完成書類の各種納品物を電子データとして電子媒体に納め、提出するものとする。	監督職員の確認を得ること。	

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良			式		1		
道路土工			式		1		
掘削工			m3		1		
掘削		土質：土砂、施工方法：オープンカット、押土：無し、障害：無し、施工数量：5,000m3未満	式		1		
路体盛土工			m3		1		
路体(築堤)盛土		施工幅員：2.5m未満	式		1		
法面整形工			式		1		
法面整形(切土部)		現場制約：無し、土質：粘性土、砂及び砂質土、粘性土	m2		10		
残土処理工			式		1		
土砂等運搬		土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
残土等処分			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
作業土工			式		1		
床掘り		土質：土砂	m3		490		
埋戻し		土砂 1m以上4m未満	m3		10		
埋戻し		土砂 1m未満	m3		260		
残土運搬		土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		190		
残土等処分			m3		190		
法面工			式		1		
植生工			式		1		
種子散布		種子規格：在来種、肥料：無し、施工規模：250m2未満	m2		10		
法面吹付工			式		1		
モルタル吹付		セメント種類：普通、吹付厚：厚10cm	m2		132		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法枠工			式		1		
吹付枠		法枠規格:2000×2000, 中詰材種類: 無	m2		649		
鉄筋挿入工			式		1		
鉄筋挿入		鉄筋規格:D19, 削孔長:1.6m, 現場条件:I 削孔に要する重機の搬入可能, 施工規模:200m以上	m		100		
鉄筋挿入		鉄筋規格:D19, 削孔長:2.1m, 現場条件:I 削孔に要する重機の搬入可能, 施工規模:200m以上	m		118		
鉄筋挿入		鉄筋規格:D19, 削孔長:2.6m, 現場条件:I 削孔に要する重機の搬入可能, 施工規模:200m以上	m		129		
鉄筋挿入		鉄筋規格:D19, 削孔長:3.6m, 現場条件:I 削孔に要する重機の搬入可能, 施工規模:200m以上	m		160		
排水構造物工			式		1		
側溝工			式		1		
プレキャストU型側溝		U型側溝規格:US3-B250-H250	m		58		
プレキャストU型側溝		U型側溝規格:US3-B500-H500	m		84		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
プレキャストU型側溝		U型側溝規格:US3-B500-H600	m		15		
側溝蓋		蓋版の規格:250 36.2×9×50	枚		117		
側溝蓋		蓋版の規格:500 62.2×12.5×50	枚		199		
調整コンクリート		18-8-40 60%	m3		2		
管渠工			式		1		
1号管渠工		PK1-RC1-D450	m		3		
縦断管		HP φ450	m		97		
地下排水		塩ビ管 有孔 φ200	m		97		
たて溝		高密度ポリエチレン管 φ150	m		8		
たて溝		高密度ポリエチレン管 φ300	m		10		
集水柵・マンホール工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
集水桝		B900-L900-H800 T-25	箇所		3		
集水桝		B900-L1500-H900 T-25	箇所		1		
集水桝		B800-L600～L800-H1930 T-25	箇所		3		
構造物撤去工			式		1		
防護柵撤去工			式		1		
防護柵撤去(カッターレベル)			式		1		
構造物取壊し工			式		1		
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分: 機械施工	m3		38		
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分: 機械施工	m3		81		
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗 装版厚:15cm以下	式		1		
舗装版破砕		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚 :5cm	m2		4,960		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
コンクリート取壊し運搬処理		構造物区分:無筋構造物	m3		38		
コンクリート取壊し運搬処理		構造物区分:鉄筋構造物	m3		81		
塩ビ管撤去（地下排水）		φ 2 0 0	m		102		
ポリエチレン管撤去		φ 3 0 0	m		10		
床堀		土質：土砂	m3		30		
埋戻し		土砂 1m未満	m3		30		
道路付属施設撤去工			式		1		
車線分離標撤去		施工区分:穿孔式(1本脚), 施工規模: 30本以上	本		98		
車線分離標撤去		施工区分:車止めタイプ, 施工規模： 10本未満	本		7		
視線誘導標撤去			基		20		
運搬処理工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島IC渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
穀運搬		穀種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ穀	m3		248		
穀処分		穀種別:ｱｽﾌｧﾙﾄ穀	m3		248		
仮設工			式		1		
交通管理工			式		1		
交通誘導警備員			式		1		
舗装			式		1		
舗装工			式		1		
舗装準備工			式		1		
不陸整正		補足材:無し	m2		1,220		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工			式		1		
下層路盤(車道・路肩部)		路盤材種類:再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40, 仕上り厚:250mm	m2		1,220		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島IC渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
上層路盤(車道・路肩部)		路盤材種類:再生瀝青安定処理材(40), 仕上り厚:80mm	m2		1,180		
基層(車道・路肩部)		材料種類:再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2		5,400		
基層(車道・路肩部)		材料種類:再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2		50		
基層(車道・路肩部)		材料種類:再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2		28		
表層(車道・路肩部)		材料種類:密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物ﾌﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄII型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2		5,350		
表層(車道・路肩部)		材料種類:密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物ﾌﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄII型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2		72		
表層(車道・路肩部)		材料種類:密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物ﾌﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄII型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平	m2		7		
レベリング層(表層)		材料種類:密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物ﾌﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄII型(20)DS3000, 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2		82		
レベリング層(基層)		材料種類:再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(20), 舗装厚:35mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2		1,810		
防護柵工			式		1		
路側防護柵工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
カーブ・レーン		カーブ・レーン規格（標準型・Co用）：メッキ品 Gr-A-2B, 施工規模：21m以上100m未満 ，曲線部補正：無	m		52		
カーブ・レーン基礎工			m		52		
区画線工			式		1		
区画線工			式		1		
溶融式区画線		施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：実線 15cm，塗布厚：厚1.0mm，排水性舗装：無し	m		100		
溶融式区画線		施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：実線 20cm，塗布厚：厚1.0mm，排水性舗装：無し	m		1,280		
溶融式区画線		施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：破線 15cm，塗布厚：厚1.0mm，排水性舗装：無し	m		150		
溶融式区画線		施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：セグ 45cm，塗布厚：厚1.0mm，排水性舗装：無し	m		21		
溶融式区画線		施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：矢印・記号・文字 15cm換算，塗布厚：厚1.0mm，排水性舗装：無し	m		210		
道路付属施設工			式		1		
道路付属物工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
視線誘導標		視線誘導標規格：片面 反射体径φ100以下 支柱φ34，施工区分：土中建込，施工規模：10本以上30本未満	本		18		
視線誘導標		視線誘導標規格：片面 反射体径φ300，施工区分：土中建込，施工規模：10本以上30本未満	本		1		
車線分離標		車線分離標規格：H=650，施工区分：可変式（穿孔式・1本脚），施工規模：30本以上	本		98		
車線分離標		車線分離標規格：H=650，施工区分：車止めタイプ，施工規模：10本未満	本		7		
縁石工			式		1		
歩車道境界ブロック		ブロック規格：C種	m		313		
アスカーブ		材料種類：細粒度アスファルト混合物（13F）断面積：195cm2以上205cm2未満	m		107		
コンクリートシール		t=100mm	m3		16		
直接工事費			式		1		
共通仮設			式		1		
共通仮設費（率計上）			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	令和3年度 仙台松島道路 鳴瀬奥松島 I C 渋滞対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税額及び地方消費税額			式		1		
工事費計			式		1		